

(審査会)

第11条 審査会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の諮問及び市川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第32号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 前条第3項及び市川市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ意見を述べること。
 - (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による実施機関の求めに応じ意見を述べること。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
 - 3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 委員は、非常勤とする。
 - 7 審査会に、会長を置き、委員のうちから互選する。
 - 8 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
 - 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 11 審査会の事務は、総務部において処理する。
 - 12 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
 - 13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。